

CD・ビデオ（DVD）のレンタル

使用料

商業用レコード（CD）を貸与する場合の使用料は、一施設を単位として算出します。

年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、以下のいずれかにより算出した額とします。

- (1) 一施設あたりの月額使用料は、レコードの貸与による、基準月（※）の月間営業収入の 7.7% の額とする。
- (2) 貸与による営業収入がない場合又は営業収入の報告ができない場合の一施設あたりの月額使用料は、基準月（※）の月間貸与回数に 36 円を乗じて得た額とする。

※基準月とは、使用料算定の 3 か月前の月のことをいいます。

【資料】使用料規定（第 9 節貸与）

注意事項

- ・基準月の CD レンタルの営業収入の額または月間貸与回数を、原則的に、毎月ご報告いただきます。
- ・貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービス（宅配型レンタルサービス等）で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、上記（2）の適用となります。
- ・上記のほか、レコード 1 回あたり、または 1 曲 1 回ごとの規定もあります。

手続き

CD レンタル店などで CD を貸与する場合は、演奏部までご連絡ください。

TEL : 03-3481-2167 (平日 9 : 30~17 : 30)	FAX : 03-3481-2152
--	--------------------

注意事項

CD レンタル店の営業開始前に申込手続きをお取りください。

| 著作権隣接権について

CD レンタル店を営業する際には、著作権隣接権者、具体的にはレコード製作者（レコード会社等）や実演家（アーティスト）に対する権利処理も必要です。

CD レンタルについては、著作権法では、著作権者に貸与権を認めるだけでなく、レコード製作者と実演家に CD の発売後 1 年間は「貸与権」、その後 69 年間は「報酬請求権」を認めています。

したがって、CD レンタル店は、JASRAC のほかにレコード製作者の団体である日本レコード協会や実演

家の団体である日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（CPRA）との間で取り決めた使用料を支払う必要があります。

ステッカーの交付

JASRAC では利用許諾契約を締結している契約施設であることを明示するため、施設の入口などに貼付するステッカーを交付しています。



ビデオ（DVD）のレンタルについて

ビデオ（DVD）レンタルについては、[日本映像ソフト協会](#)と提携して管理を行っています。同協会では、邦画を中心とした作品の権利を持つビデオソフトメーカーと原作・脚本・音楽の著作権者から権利行使の委託を受け、レンタル店に許諾する仕組み（個人向けレンタルシステム）でビデオレンタルに関する権利処理を円滑に行っています。

第9節 貸 与

商業用レコード（以下「レコード」という。）を公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

- (1) 一施設当たりの月額使用料は、レコードの貸与による、基準月の月間営業収入の7.7%の額とする。
- (2) 貸与による営業収入がない場合又は営業収入の報告ができない場合の一施設当たりの月額使用料は、基準月の月間貸与回数に36円を乗じて得た額とする。

2 1によらない場合

- (1) レコード1枚1回当たりの使用料は36円とする。
- (2) 著作物1曲1回当たりの使用料は5円とする。

(貸与の備考)

(基準月)

- ① 基準月とは、使用料算定月の3か月前の月のことをいう。

(営業収入)

- ② 営業収入とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税額を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない。)をいう。

(月間貸与回数)

- ③ 月間貸与回数とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいう。

(使用料算定の特例)

- ④ 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、1(2)を適用する。

(その他)

- ⑤ 利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定する。